

2014.3.3

## 災害リスク情報 <第 55 号>

### 「ホテル・旅館等に係る表示制度の実施と違反對象物に係る公表制度の実施について」

— 2014 年 4 月 1 日実施 —

#### はじめに

2012 年 5 月 13 日に広島県福山市で発生、7 名が犠牲となったホテル火災を契機に、消防庁において有識者で構成された「ホテル火災対策検討部会」が設置された。その中間報告にもとづき、ホテル・旅館等が今後検討すべき防火対策について災害リスク情報<第 49 号> (2013 年 5 月 1 日発行) で考察したが、その後消防庁より、広島県福山市ホテル火災の原因調査結果、「ホテル火災対策検討部会報告書」、ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査 (第 2 回) の結果が相次いで公表され、これらをもとに「防火対象物に係る表示制度の実施について (通知) (2013 年 10 月 31 日)」、および「違反對象物に係る公表制度の実施について (通知) (2013 年 12 月 19 日)」が発出された。

本稿ではこれらの概要を紹介し、ホテル・旅館等の防火対策についてまとめる。

#### 1. 「ホテル火災対策検討部会報告書」と調査結果

ホテル火災対策検討部会では、福山市ホテル火災の原因調査や緊急調査などの結果から火災予防上の課題をまとめている。その概要は以下のとおりである。

##### (1) 火災対象建物の状況

- ア 建築基準法の建築構造、防火区画および階段の規定に適合していないにも関わらず、既存不適格として扱われ、継続使用が可能であった。
- イ 過去の立入検査において不備事項を再三指摘していたにも関わらず、「適」マーク制度 (以降“旧「適」マーク”とする) 廃止以降、火災に至るまで 9 年間立入検査が行われていなかった。
- ウ 多数の死傷者が発生した要因として以下の事項が考えられた。
  - ・ 耐火構造でないため、出火室および近傍において、火災が上階に燃え抜けて拡大した。
  - ・ 階段部の防火区画が設けられておらず、火災や煙が階段を経由して上階に拡大した。
  - ・ 消火活動が行われなかった。
  - ・ 第一発見者による通報および避難誘導が行われなかった。
  - ・ 自動火災警報設備の受信機が 2 系統に分かれており、連動せず避難を遅らせた。

##### (2) 緊急調査およびフォローアップ調査の結果

火災発生直後に、全国で 1971 年以前に新築された 3 階以上・収容人員 30 名以上のホテル・旅館等を対象に緊急調査を実施、半年後および 1 年後にフォローアップ調査を実施した。

緊急調査時に消防法令違反のあるものに対しては、建物関係者に対し是正指導が行われているが、1 年経過してもなお調査対象 659 施設の内 309 施設 (46.9%) で何らかの違反があり、34 施設 (5.2%) で重大な違反がある。(表 1~3 参照)

(表1～3は、「ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査(第2回)の結果について」(消防予第402号(2013年10月16日))より引用)

表1 消防法令違反のある施設数

	緊急調査結果 (H24年8月15日報告分)	フォローアップ調査結果 (H25年2月15日報告分)	フォローアップ調査結果 (H25年8月15日報告分)
調査対象施設数 (棟数)	797	703※1	659※1
何らかの消防法令 違反があるもの	549 (68.9%)	361 (51.4%)	309 (46.9%)
重大な違反が あるもの※2	47 (5.9%)	35 (5.0%)	34 (5.2%)

※1 調査対象施設数は、廃業等によるものを除く。

※2 重大な違反とは、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備のいずれかの設備が、その設備の設置義務部分の床面積の過半にわたり設置されていないものをいう。

表2 消防法令違反の状況

調査項目	義務 施設数	違反 施設数	違反率	違反処理等の状況			
				行政指導	警告書の 交付	命令書の 交付	
消防用 設備等	消火器具	659	42	6.4%	41	1	0
	屋内消火栓設備	360	76	21.1%	72	4	0
	スプリンクラー設備	44	7	15.9%	7	0	0
	自動火災報知設備	654	121	18.5%	119	2	0
	消防機関へ通報する火災報知設備	531	44	8.3%	42	2	0
	非常警報設備(器具)	544	47	8.6%	45	2	0
	避難器具	376	47	12.5%	47	0	0
	誘導灯	659	103	15.6%	100	3	0
	その他の消防用設備等	282	18	6.4%	17	1	0
防火 管理	防火管理者	659	21	3.2%	21	0	0
	消防計画	659	45	6.8%	45	0	0
	消防訓練	659	170	25.8%	170	0	0
防災規制	659	102	15.5%	99	3	0	
消防用設備等点検結果報告	659	73	11.1%	72	1	0	
防火対象物点検結果報告	277	68	24.5%	68	0	0	
避難上必要な施設等の管理	659	47	7.1%	45	2	0	
その他の消防法令違反	659	50	7.6%	46	4	0	

表3 消防法令違反の主な内容

設備の種類	義務 施設数	違反施設数		重大な違反以外の主な内容
		重大な違反	重大な 違反以外	
屋内消火栓設備	360	25	51	ホースの耐圧試験未実施
スプリンクラー設備	44	0	7	一部散水障害、一部未警戒
自動火災報知設備	654	10	111	感知器の一部未警戒

(3) ホテル・旅館等の火災と旧「適」マーク制度

1965年以降に3名以上が死亡したホテル・旅館等の火災について表4に示す。

1980年に発生した栃木県藤原町のホテル火災を踏まえ、1981年に、旧「適」マークを表示する制度を実施したが、2001年に発生した歌舞伎町雑居ビル火災後の2003年に「防火対象物定期

点検報告制度」が制度化されたことに伴い、旧「適」マーク制度は廃止された経緯がある。

(表 4～5 および図 1 は、「ホテル火災対策検討部会報告書」より引用)

表 4 3名以上が死亡したホテル・旅館等の火災 (一部加工)

出火年月日	出火場所	事業所名	延べ面積	死者数	負傷者数
S43.11.2	兵庫県神戸市	A	11,258 m <sup>2</sup>	30	44
S44.2.5	福島県郡山市	B	21,117 m <sup>2</sup>	30	41
S44.3.11	群馬県水上町	C	7,465 m <sup>2</sup>	30	29
S46.1.2	和歌山県和歌山市	D	2,749 m <sup>2</sup>	16	15
S47.2.25	和歌山県白浜町	E	11,120 m <sup>2</sup>	3	6
S48.10.11	兵庫県神戸市	F	198 m <sup>2</sup>	6	5
S50.3.10	大阪府大阪市	G	1,501 m <sup>2</sup>	4	64
S55.11.20	栃木県藤原町	H	3,582 m <sup>2</sup>	45	22
S57.2.8	東京都千代田区	I	46,697 m <sup>2</sup>	33	34
S58.2.21	山形県山形市	J	2,264 m <sup>2</sup>	11	2
S61.2.11	静岡県東伊豆町	K	788 m <sup>2</sup>	24	0
S61.4.21	静岡県河津町	L	2,533 m <sup>2</sup>	3	56
S63.12.30	大分県別府市	M	6,499 m <sup>2</sup>	3	1
H6.12.21	福島県福島市	N	5,723 m <sup>2</sup>	5	3

(4) ホテル・旅館等の防火安全の現行規定

ア 消防用設備等の概要

- 消防用設備等については建物用途、規模、構造に応じた消火設備、警報設備、避難設備などの設置が義務付けられている。(表 5 参照)

また、消防用設備については、半年ごとに点検し、1年ごとに消防本部への報告が義務付けられている。延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上又は特定一階段の建物(注)は、消防設備点検資格者が点検しなければならない。

(注) 特定一階段建物：3 階以上もしくは地階にホテル・旅館、劇場、飲食店、病院、老人福祉施設等の特定用途がありかつ、屋内階段が一つしかない防火対象物。

表 5 ホテル・旅館等に係る消防設備等の設置義務

	消防用設備等	設置対象
消火設備	消火器	延べ面積150 m <sup>2</sup> 以上
	屋内消火栓設備	延べ面積700 m <sup>2</sup> 以上※
	スプリンクラー設備	延べ面積6,000 m <sup>2</sup> 以上(平屋建てを除く。)
	屋外消火栓設備	延べ面積3,000 m <sup>2</sup> 以上※(1～2階のみ。)
警報設備	自動火災報知設備	延べ面積300 m <sup>2</sup> 以上
	漏電火災警報器	延べ面積150 m <sup>2</sup> 以上、かつラスモルタルのもの
	消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積500 m <sup>2</sup> 以上
	非常警報器具・設備	収容人員が20名以上 (300名以上で放送設備を付加)
避難設備	避難器具	収容人員が2階以上の階で30名以上等
	誘導灯・誘導標識	全部

※ 建築物の構造等に応じて、設置対象に係る延べ面積を2倍又は3倍とすることができる。

- ・ 防火管理については、収容人員に応じて防火管理者の選任、消防計画の作成、消防訓練の実施などが義務付けられている。ホテル・旅館等の場合、従業員と宿泊定員合わせて 30 名以上の施設が対象となる。
- ・ ホテル・旅館等の防火対象物については、防災性能を有するカーテンやじゅうたん等の使用が義務付けられている。

イ 立入検査に係る制度の概要

消防機関は、関係者に火災予防上適切な指導を行うため、「立入検査標準マニュアル」にもとづき、火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物に対して、重点的に立入検査を実施するよう効率的、効果的な立入検査を実施することになっている。

ウ 違反処理に係る制度の概要

消防機関は、立入検査などにより判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備の不設置などについて、是正措置を命ずることができる。また、火災予防上危険である場合には、改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができる。違反の是正を迅速かつ的確に行うため「違反処理標準マニュアル」にもとづき、違反を覚知した場合、違反調査を行い、その結果に基づき、警告、命令等の手続きを進めることになっている。

エ 公表制度に関する制度の概要

(ア) 防火対象物定期点検報告制度及び自主点検報告表示制度 (図 1 参照)

防火対象物定期点検報告制度については、一定規模以上の特定防火対象物に対して、有資格者の点検により点検基準に適合している場合、また 3 年間継続して法令の遵守状況が優良な場合、関係者が自ら防火対象物に表示することができる。

また、自主点検報告表示制度については、防火対象物定期点検報告制度に該当しない比較的小規模な建築物を対象に、点検基準に定められた項目に適している場合、消防機関に報告し、関係者が自ら防火対象物に表示することができる。

図 1 防火対象物定期点検報告制度及び自主点検報告表示制度

	防火対象物定期点検報告制度	自主点検報告表示制度	
現 行 制 度	特定用途防火対象物 (※) で、次のいずれかに掲げるもの ① 収容人員が 300 人以上 ② 屋内の階段が 1 つで、地階又は 3 階以上に特定用途があるもの	左記以外のホテル、旅館等 (5 項イ) 又は 5 項 (イ) の用途がある複合用途 (16 項イ) で、収容人員 30 人以上かつ 3 階以上のもの	
	1 年に 1 回、有資格者による点検基準に適合している場合、関係者は表示することができる。 	申請に基づき、3 年間継続して点検基準に適合するほか法令の遵守状況が優良であると、消防機関が認定した場合、関係者は表示することができる。  (地は紺その他のものは黄)	防火管理者等が点検し、基準に適合している場合、申請により、関係者は表示することができる。 
	↓ 継続	↓ 継続	↓ 廃止

※劇場等 (1 項)・キャバレー、カラオケボックス等 (2 項)・飲食店等 (3 項)・百貨店等 (4 項) ホテル・旅館等 (5 項 (イ))・病院、社会福祉施設等 (6 項)・公衆浴場等 (9 項 (イ))・地下街 (16 の 2 項)・複合用途 (16 項 (イ))

### (イ) 違反対象物の公表制度

一方、違反対象物に係る公表については、防火対象物について火災予防上の危険があることや、消防法令違反を踏まえて消防機関が「命令」を行った際の「公示」が義務付けられている。公示については、建物への標識の設置及び市町村公報への掲載のほか市町村が定める方法により行うこととなっている。

## 2. ホテル・旅館等に係る2つの新たな制度の実施

### (1) ホテル・旅館等に係る新たな制度についての検討

#### ア 新たな表示制度の検討

防火対象物定期点検報告制度の導入により廃止された旧「適」マーク制度では、重要な建築基準への適合性の確認を実施し、火災危険性の評価や公表などの仕組みが確立されており、国民、関係業界に浸透していた。この旧「適」マーク制度の点検項目を基本に、事業者の申請により消防機関が認定する制度を整備すること、合わせて小規模施設への配慮をすること、インターネットに対応した公表方法などについての検討が提案された。

#### イ 違反対象物の公表方法の検討

違反対象物の公表方法については、利用者等へ情報提供するためにインターネットを用いた情報提供の検討が提案された。

また、消防機関が「命令」を行う場合の事務量が膨大で煩雑なため、違反数に対し命令発動数が少ないこともあり、是正命令に係る各種事務手続きを軽減する方策の検討も提案された。

### (2) 表示制度（以降“新「適」マーク制度”とする）の実施

不特定多数が利用するホテル・旅館等の防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化および消防用設備の設置、維持管理等を促進し、利用者等へ建築構造などへの適合性も含めた防火・防災管理上の基準に適合している防火対象物についての情報を提供し、防火安全体制の確立を図るため表示制度が開始される。

#### ア 実施時期

2014年4月1日から、ホテル・旅館等の関係者の申請、消防本部及び消防署における受付・審査が開始される。表示マークについては、2014年の夏頃に掲出及び使用可能となる。

#### イ 実施要領

- 表示対象物

30人以上の収容人員で3階以上のホテルや旅館。

- 表示基準の審査（表6参照）

消防法に定める防火対象物（防災管理）定期点検報告、消防設備等点検報告等、建築基準法に定める定期調査報告等の現行の制度を活用し、必要に応じて現地確認を実施する。

建築構造、防火区画および階段については、現行の建築基準法令に適合していなければならない（既存不適格として扱われているものは表示基準には不適合である）ことに注意が必要である。

表 6 表示基準

点検項目	
防火管理 等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出
	防火・避難施設等
	防災対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備・器具
	少量危険物・指定可燃物
防災 管理	防災管理対象物の点検及び報告
	防災管理者等の届出
	防災管理に係る消防計画
	統括防災管理者等の届出
設消 備防 等用	消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等
	消防用設備等の点検報告
危険物施設等	
建 築 構 造 等	定期調査報告
	建築構造等（建築構造・防火区画・階段）
	避難施設等

出典：消防予第 418 号消防庁次長通知(2013 年 10 月 31 日)

- ・ 表示マークの交付（図 2 参照）
  - ① ホテル・旅館等の関係者は「表示マーク交付（更新）申請書」にて申請する。
  - ② 消防長又は消防署長は、表示基準に基づく審査を実施する。
  - ③ 適合すると認められる場合、「表示基準適合通知書」と「表示マーク（銀）」（図 3）が交付される。  
適合していないと認められる場合、「表示基準不適合通知書」が通知される。  
※表示マーク（銀）が 3 年間継続して交付され、表示基準に適合していると認められる場合、「表示マーク（金）」（図 3）が交付される。
  - ④ 表示マークを受領したホテル・旅館等の関係者は「表示マーク受領書」を提出し、交付された表示マークを掲出できる。

なお、本制度の対象とならない2階以下又は収容人員30人未満のホテル・旅館等の関係者が、「表示制度対象外施設申請書」を申請した場合、表示基準への適合が確認できれば、消防長等から「表示制度対象外施設通知書」が通知される。

図2 申請から掲出までの流れ



出典：日高広域消防事務組合消防本部ホームページ

図3 表示マーク



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

#### 備考

- 1 様式の大きさは、日本工業規格B4とする。
- 2 色彩は、地を紺色、その他のもの（消防本部名を除く。）にあつては、それぞれ金色・銀色とする。

出典：消防予第418号消防庁次長通知(2013年10月31日)

#### ウ 表示マークの掲出

表示マークの交付を受けた関係者は、防火対象物に表示マークを掲出でき、ホームページ等に電子データの表示マークが使用可能となる。

#### エ 表示マークの返還

- ・ 表示マークの有効期限が満了し更新申請を行わない場合は表示マークを返還する。
- ・ 表示マークの有効期間中であっても次のいずれかに該当する場合は表示マークを返還する。
  - ① 表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
  - ② 火災が発生し、表示基準への適合性調査の結果、不適合であることが確認された場合
  - ③ ホームページなどへの表示マークの使用に際して、配布された表示マークの電子データを無断で転用した場合

オ 自主点検報告表示制度の廃止

自主点検報告表示制度は廃止されるため2013年11月1日以降新たな申請は受付られない。  
なお、すでに掲出されている防火自主点検証については、当面の間使用が認められる。

カ 東京消防庁での表示例（優マーク制度）

東京消防庁では、旧「適」マーク制度廃止後、申請に基づき、消防法令に加えて建築基準への適合性も確認する「優良防火対象物認定表示制度（優マーク制度）」を充足しホームページ上で優良防火対象物を公表している。（図4参照）

図4 東京消防庁ホームページでの認定優良防火対象物の公表例



出典：東京消防庁ホームページ

(3) 違反对象物の公表制度の実施

違反对象物の公表については、現行規定により消防機関が命令を行った場合に、違反对象物への命令内容の公示が義務づけられているが、公示に至るまでの間、利用者は建物の危険性に関する情報が提供されない状況にある。利用者自らが建物の情報を入手してその利用を判断できるよう、消防法令に重大な違反のある防火対象物についてその違反内容を公表する制度が開始される。その概要について以下に示す。

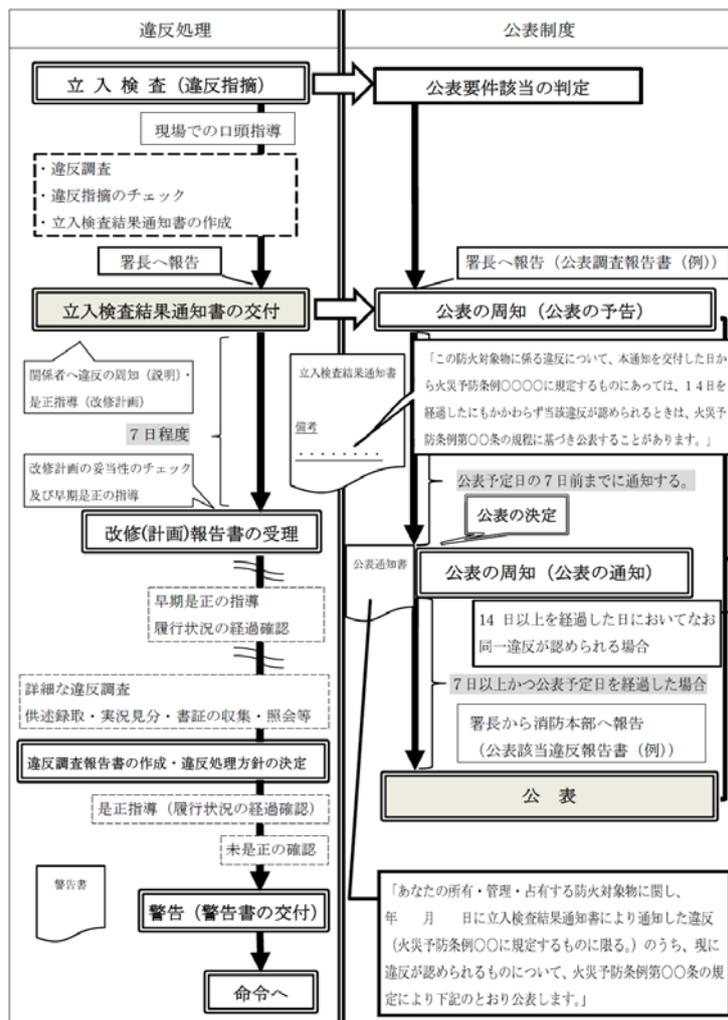
ア 実施時期

2014年4月1日から、政令指定都市を中心とした消防機関で、速やかに条例等の改正を行い実施される。その他の消防機関についても、政令指定都市の消防機関の状況を踏まえ、検討を行う。

イ 公表の手続き

公表の手続きの一例を図5に示す。

図5 違反対象物の公表制度の事務処理の流れ(例)



出典：消防予第487号消防庁予防課長通知(2013年12月19日)

ウ 公表の対象となる防火対象物

百貨店、ホテル・旅館、病院・社会福祉施設、地下街等の不特定多数の者が出入りするもの(注)で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知機設備を設置しなければならないもののうち、立入検査において消防用設備等に係る違反が認められ、その結果を通知した日から一定期間を経過した日においても、なお当該検査結果と同一の違反が認められるもの。

注：消防法施行令別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物

エ 公表の対象となる法令違反の内容

消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置による設置義務違反。

オ 公表の方法および公表事項

違反対象物の公表は市町村又は消防本部のホームページへ掲載する。公表事項は次のとおり。

- 1) 当該法令違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- 2) 当該法令違反の内容（当該法令違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- 3) その他消防長が必要と認める事項

カ 東京消防庁の違反対象物の公表例

東京消防庁においては、特定の違反を関係者に通知してから一定期間経過後に同一の違反が認められる場合は、違反の内容をホームページや管轄消防署の窓口において防火対象物の利用者自らが安全情報を閲覧できる「違反対象物の公表制度」を制定している。（図6参照）

図6 東京消防庁ホームページでの違反対象物の公表例



出典：東京消防庁ホームページ

### 3. 小規模施設における火災予防上の課題

「ホテル火災対策検討部会報告書」では、現在約 15,000 施設ある自動火災警報の設置が義務付けられていない床面積 300 ㎡以下のホテル・旅館等に対しても、火災の早期覚知が重要であることから、自動火災警報設備の設置義務化の検討が提案されている。また、同時に他の小規模就寝施設に係る規制の検討も提案されている。対象施設関係者は、今後の動向に注意が必要である。

### 4. 最後に

2014 年 4 月 1 日より、防火対象物に係る表示制度（新「適」マーク制度）および違反對象物に係る公表制度が開始される。法令に適合性していることを表示・公表するだけでなく、法令違反の是正を怠っている場合は、施設の名称、所在地、違反内容を公表するといった、施設関係者には厳しい内容となっている。

これらの制度のポイントは以下であると考ええる。

- ・ 利用者が安全な施設を選択するための情報公開を推し進め、ホテル・旅館等の所有者・管理者等に積極的な防火対策を促すこと。
- ・ 違反對象物の公表制度はホテル・旅館等に限らず百貨店・病院・社会福祉施設・地下街等多くの施設に適用し、不特定多数の者が利用する施設を所有・管理する者の社会的責任を強く求めること。

高度情報化社会の現在は、施設の利便性だけでなく安全性に対する評価・評判についても、良くも悪くも一瞬のうちに世界中を駆けめぐる時代である。施設所有者・管理者は施設の安全対策とその情報開示が経営課題の大きな部分を占めるものになるとの認識に立ち、新制度を踏まえた対策推進が望まれる。

また、施設利用者は、公表された情報を活用し利用施設の選択を行い、自らの安全を確保することが重要である。

以上

コンサルティング第三部  
リスクエンジニアリンググループ長  
三和 多賀司

上席テクニカルアドバイザー  
松村 浩

参考文献

- 1) 消防庁：火災の原因調査結果（広島県福山市ホテル火災）の公表  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2505/250528\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h25/2505/250528_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)
- 2) 消防庁：「ホテル火災対策検討部会報告書」  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h25/gijutsu\\_koudoka/houkokusho.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/gijutsu_koudoka/houkokusho.pdf)
- 3) 消防庁：ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査（第2回）の結果について  
[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251018\\_yo402.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251018_yo402.pdf)
- 4) 消防庁：防火対象物に係る表示制度の実施について（通知）  
[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251031\\_yo418.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251031_yo418.pdf)
- 5) 消防庁：防火対象物に係る表示制度の実施細目等について（通知）  
[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251031\\_yo419.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251031_yo419.pdf)
- 6) 消防庁：違反對象物に係る公表制度の実施について（通知）  
[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2512/pdf/251219\\_yo484.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2512/pdf/251219_yo484.pdf)
- 7) 消防庁：違反對象物に係る公表制度における運用について（通知）  
[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2512/pdf/251219\\_yo487.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2512/pdf/251219_yo487.pdf)
- 8) 東京消防庁ホームページ  
<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/kk/index.html>
- 9) 日高広域消防事務組合消防本部ホームページ  
<http://hidakafire.or.jp/topics/2014hyiujiseido.php>

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

災害や事故の防止を目的にしたサーベイや各種コンサルティングを実施しています。弊社コンサルティングに関するお問合せは下記の弊社連絡先、または、あいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

株式会社インターリスク総研 コンサルティング第三部  
千代田区神田淡路町 2-105 TEL:03-5296-8947/FAX:03-5296-8942

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本誌は、読者の方々に対して企業の災害防止活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2014